

南あわじ市定住促進空き家活用支援事業補助金について

この補助金は、南あわじ市内にある空き家の有効活用と、市内への定住促進を図るため、一定の条件を満たす空き家を改修等する場合に改修費、家財道具等の処分、登記費用、引っ越し費用を補助するものです。

事業期間

令和2年度から令和7年度
【令和2年4月1日から令和8年3月31日】まで



補助対象者

- ☐ 対象となる空き家を活用し、**3年以上**居住する意思のある者（購入者/借主）
- ☐ 南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でなく、市税も滞納していないこと
- ☐ 賃貸借の場合は、貸主から改修工事の承諾を得ていること
- ☐ 契約締結前の空き家所有者と二親等以内の親族関係でない者

補助対象となる空き家

- ☐ 南あわじ市内に所在する、自らが居住するための住宅（併用住宅を含む）であって、玄関、台所、トイレ及び居室を備えたもの
- ☐ 空き家は**住宅**として使用するもので、**売買・賃貸借契約後1年以内**の物件に限ります
- ☐ 別荘等一時的に使用するもの又は販売等営利を目的とするものを除く
- ☐ 店舗兼住宅の場合、居住の用に供する部分の延床面積が建物全体の延床面積の2分の1以上あること

補助対象事業

種 類	補助対象の内容
① 改修工事	空き家の機能回復又は設備改善のための工事費（請負工事費） 30万円以上の工事費が補助対象です。
② 家財道具等の処分費用	空き家の利用のために、不要となった家財道具等の撤去、運搬処理料。 一般廃棄物処理業者又は委託業者に委託した場合に限ります。
③ 登記に要する費用	空き家の不動産購入において、所有権その他の権利の異動における不動産登記の費用。司法書士に委託した場合に限ります。 登録免許税等の公租公課は対象外とします。
④ 引っ越しに要する費用	空き家への引っ越しに要する費用。移転費、運搬費（専門業者に依頼する場合のみ）

【注意】③所有権変更に係る登記については補助金交付申請前に行う必要があります。

①②④は交付決定後に実施する必要がありますのでご注意ください。

補助内容・補助金

補助対象者 種類	淡路島内(南あわじ市、洲本市、淡路市)に在住の者	淡路島外に 在住の者	補助率
①改修工事	100万円(上限)	100万円(上限)	補助対象経費の 3分の1
②家財道具等の処分費用	5万円(上限)	5万円(上限)	
③登記に要する費用	10万円(上限)	10万円(上限)	補助対象経費の 10分の10
④引っ越しに要する費用	—	10万円(上限)	
合計(最大)	115万円	125万円	

※補助金交付決定後に着手(請負契約など)し、年度内に事業が完了したうえで実績報告書の提出が可能である事業が対象となります

改修工事について

○改修工事(対象とする工事内容)	※下記のような改修工事は対象となりません
(1) 建物本体工事費	(1) 外構工事費及び附属建物の工事費
(2) 屋根の修繕に係る工事費	(2) 店舗等併用住宅である場合、店舗等の工事費
(3) 水回り(台所、風呂、便所など)工事費	(3) 市の補助を受けている浄化槽、屋根工事(淡路瓦)に要する経費
(4) 電気工事費	(4) 兵庫県(空き家活用支援事業)の交付決定を受けている経費
(5) 内外壁工事費	(5) 下水道又は浄化槽に係る次に掲げる経費
(6) クロス張り工事費	・申請手続費用又は検査費用
(7) その他これらに類する工事費	・公共枿又は放流枿から建物側の配管に係る工事以外の工事

※空き家の改修工事については、空き家の機能回復、設備改善に要する費用が対象となります

必要書類

【事業着手前】

■補助金交付申請書

- (1) 空き家に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 承諾書(賃貸借契約の場合に限る。)
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 空き家の登記事項証明書(売買の場合に限る。)
- (6) 見積書の写し
- (7) 空き家の位置図及び平面図
- (8) 現況写真
- (9) 戸籍附票の写し(引っ越しに係る補助金を申請する場合に限る。)
- (10) その他(口座登録申込書など)

【事業完了後】

■補助金実績報告書

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 改修工事等の契約書の写し
- (5) 完了写真
- (6) 空き家の所在地に転居又は転入した後の世帯全員の住民票の写し(発行後1か月以内)
- (7) 世帯全員の未納税額のない証明書(発行後1か月以内)
- (8) その他

■補助金請求書

※**事業着手前**に、補助金交付申請書に添付資料を添えて、市担当課に提出をお願いします

※**事業完了後**は、補助金実績報告書に添付資料を添えて、市担当課に提出をお願いします

※留意事項 補助金交付手続は、改修工事等を実施する前に必要です。

詳しくは事前にお問い合わせください。

【空き家バンクの情報発信】

南あわじ市の空き家バンク情報は、市の移住支援サイト「住みニコ」/空き家バンク(<https://suminiko.jp>)や窓口等で空き家物件の情報を発信しています。

また、空き家の利活用に関する各種相談や市内への移住・定住相談も実施しています。

【物件の一覧はこちら】

住みニコ

<https://suminiko.jp>



【問合せ先】

南あわじ市役所 産業建設部 都市政策課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話 0799-43-5227 FAX 0799-43-5327